

建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準における  
ただし書の運用について

この運用は、長崎市の一戸建て住宅に設置する浄化槽について、尿尿  
浄化槽の処理対象人員算定基準（昭和44年建設省告示第3184号）  
に基づく建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS  
A 3302-2000）における建築用途別処理対象人員算定基準のただし書（以  
下「緩和措置」という。）の適用について、適切な運用を図るため、次  
のとおり定める。

## 第1 算定人員

一戸建ての住宅（二世帯住宅、賃貸住宅及び建売住宅を除く。）であ  
って、専用住宅、他用途との併用又は兼用住宅である建物について、そ  
の建物の住宅専用部分の延べ床面積が130平方メートルを超える場合  
であって、浄化槽の処理対象人員に関して第2に掲げる建築物の要件に  
適合するときには、その住宅専用部分の浄化槽の処理対象人員を5人と  
することができる。

## 第2 適用の要件

建築物の要件は、建築物が次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 住宅専用部分の延べ床面積（増築又は改築を行う場合にあっては、  
当該工事後の延べ床面積）が、200平方メートル以内であること。
- (2) 実居住人員及び将来の居住人員見込みがそれぞれ5人以下であるこ  
と。
- (3) 水道及び井戸水等の合計使用水量（浄化槽で処理する水量に限る。）  
の見込みが1日当たり1,000リットル以下であること。

- (4) 一つの敷地に母屋及び離れ（風呂、台所又は便所のうちいずれか一つ以上の機能を欠くものをいう。以下同じ。）がある場合にあっては、離れは、風呂、台所又は便所のうちいずれか一つ以上を母屋と共同で使用していること。

### 第3 維持管理の条件

浄化槽管理者（以下「管理者」という。）は、緩和措置を受けた浄化槽の維持管理について次の全ての条件を遵守すること。

- (1) 次のアからオまでのいずれかに該当した場合は、本市からの指示等に従い、適切な規格（人槽）の浄化槽への切替又は交換を含め、設置者自らの責任において速やかに改善措置を講じること。

ア 第2第1号から第4号までの要件を満たさなくなったとき。

イ 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第3条第3項に規定する環境省令で定める準則を遵守しなかったとき。

ウ 法第7条第1項及び法第11条第1項に規定する検査（以下「法定検査」という。）を受けなかったとき。

エ 法第10条に規定する浄化槽の保守点検及び清掃を適切に実施しなかったとき。

オ 法定検査の結果が不適と判定されたとき。

- (2) 管理者を変更する場合は、変更前の管理者は変更後の管理者に対し、浄化槽の設置届（写し）を引き渡す等して、責任をもって第2の要件及び前号の条件について、遵守する必要があることを承継すること。

### 第4 届出書の提出

緩和措置の適用を受けようとする浄化槽の設置者は、浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令（昭和60年厚生省建設省令第1号）第3条に規定する届出書（以下「浄化

槽設置届出書」という。)に、長崎市浄化槽指導要綱(昭和61年4月1日施行。以下「指導要綱」という。)第5条第1項第10号に規定する一戸建て住宅に設置する浄化槽の処理対象人員算定における緩和措置の適用願いを添付して浄化槽設置届出書を提出すること。

- 2 緩和措置の適用を受けた場合において、浄化槽の設置場所又は住宅の延べ床面積のいずれかに変更が生じた場合は、浄化槽の設置者又は管理者は、指導要綱第10条第6項に規定する浄化槽届出事項変更届出書に一戸建て住宅に設置する浄化槽の処理対象人員算定における緩和措置の適用願いを添付して提出すること。

## 第5 報告書の提出

管理者を変更し、引き続き緩和措置の適用を受ける場合は、変更後の管理者は指導要綱第10条第2項に規定する浄化槽管理者変更報告書の提出を行うこと。

### 附 則

この運用は、令和2年4月21日から施行する。